

# 受益証券発行信託の受益証券の電子化に伴う有価証券上場規程等の一部改正について

平成 22 年 5 月 25 日  
株式会社東京証券取引所

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、平成 22 年 7 月 1 日から施行します（詳細につきましては、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、受益証券発行信託の受益証券が、社債、株券等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）の対象となることに伴い、有価証券上場規程等の一部改正を行うものです。

改正等の概要は、以下のとおりです。

## 1. 改正概要

### (1) 取引参加者と顧客との決済方法について

- ・ 受益証券発行信託の受益証券についての取引参加者と顧客との間の決済は、振替法に基づく口座の振替により行うこととします。

### (備 考)

- ・受託契約準則第 26 条、第 27 条

### (2) 代用有価証券の取扱いについて

- ・ 顧客が先物・オプション取引に係る証拠金として、受益証券発行信託の受益証券を差し入れ又は預託する場合には、振替法に基づく口座の振替により当該差し入れ又は預託を行うものとし、当該差し入れ又は預託を行うときは、あらかじめ、取引参加者の同意を得るものとします。

- ・先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則第 26 条

### (3) 上場基準の整備について

- ・ 新たに振替制度の対象となる受益証券発行信託の受益証券について指定振替機関の振替業における取扱いの対象であることを新規上場及び上場の要件とし、当該対象とならなくなったら場合には上場廃止とします。
- ・ 新規上場の際の有価証券の様式に係る規定及び見本有価証券の提出に係る規定を廃止します。

- ・有価証券上場規程第 206 条第 1 項第 2 号等

- ・有価証券上場規程第 305 条等

### (4) その他

その他、所要の改正を行います。

## 2. 施行日

- ・ 平成 22 年 7 月 1 日から施行します。
- ・ 1. (3) の上場基準の整備のうち、受益証券発行信託の受益証券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であることを新規上場の要件とする規定は、平成 22 年 6

月 1 日より新規上場申請を行う者から適用します。

以 上